

富 健 第1601-9号
令和8年6月5日

富岡市長 茂原 正秀



一峰こども園 様

令和7年度の公定価格の額について

貴施設における令和7年度の公定価格の額は、下表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

認定区分		年齢区分	令和7年度 各月における園児1人当たり公定価格の額											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども （1号）		4歳以上児	219,578	219,578	219,578	216,598	211,918	216,598	211,918	211,918	216,598	220,758	216,598	216,598
		3歳児	240,088	240,088	240,088	237,108	232,428	237,108	232,428	232,428	237,108	241,268	237,108	237,108
		満3歳児	240,088	301,288	301,288	298,308	293,628	298,308	293,628	293,628	298,308	302,468	298,308	298,308
保育認定子ども （2・3号）	標準時間	4歳以上児	64,220	64,130	64,100	64,100	64,130	64,130	64,180	64,220	63,920	64,220	63,730	70,590
	短時間		58,760	58,670	58,640	58,640	58,670	58,670	58,720	58,760	58,460	58,760	58,270	65,130
	標準時間	3歳児	83,870	83,780	83,750	83,750	83,780	83,780	83,830	83,870	83,570	83,870	83,380	90,240
	短時間		78,410	78,320	78,290	78,290	78,320	78,320	78,370	78,410	78,110	78,410	77,920	84,780
	標準時間	2歳児	138,390	138,300	138,270	138,270	138,300	138,300	138,350	138,390	138,090	138,390	137,900	144,760
	短時間		132,750	132,660	132,630	132,630	132,660	132,660	132,710	132,750	132,450	132,750	132,260	139,120
	標準時間	1歳児	158,040	157,950	157,920	157,920	157,950	157,950	158,000	158,040	157,740	158,040	157,550	164,410
	短時間		152,400	152,310	152,280	152,280	152,310	152,310	152,360	152,400	152,100	152,400	151,910	158,770
	標準時間	0歳児	237,150	237,060	237,030	237,030	237,060	237,060	237,110	237,150	236,850	237,150	236,660	243,520
	短時間		231,510	231,420	231,390	231,390	231,420	231,420	231,470	231,510	231,210	231,510	231,020	237,880

※1 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。

月を通して在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。

施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各教育・保育支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。